

青森県報

第七十一号

令和八年
五月二十九日
(金曜日)

目次

告 示

○救急病院の設置……………(医療業務課) ……一
○漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……一

公 告

○毒物劇物取扱者試験の施行……………(医療業務課) ……二
○大規模小売店舗の変更の届出……………(地域企業支援課) ……二
○右 同……………(同) ……三
○右 同……………(同) ……四
○農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……五
○県営土地改良事業計画の変更の決定……………(農村整備課) ……七
○右 同……………(同) ……八

出先機関

○土地改良区の役員の就任……………(西北農林水産事務所) ……八
○右 同……………(同) ……八

教育委員会

○青森県教育委員会会議規則の一部を改正する規則……………(教育政策課) ……九

告 示

青森県告示第百三十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和八年五月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	認 定 有 効 期 限	救急病院、救急診療所の別
国民健康保険南部町医療センター	三戸郡南部町大字下名久井字白山八七の一	令和十一年五月三十一日	救急病院
はちのへハートセンタークリニック	八戸市田向二丁目一の一	令和十一年五月三十一日	救急診療所

青森県告示第百三十三号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

令和八年五月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一の1中「小泊加入区」を「小泊第一加入区」に、「小泊漁業協同組合」を「旧小泊漁業協同組合」に、「下前加入区」を「小泊第二加入区」に、「下前漁業協同組合」を「旧下前漁業協同組合」に改める。
一の2中「小泊加入区」を「小泊第一加入区」に、「小泊漁業協同組合」を「旧小泊漁業協同組合」に、「下前加入区」を「小泊第二加入区」に、「下前漁業協同組合」を「旧下前漁業協同組合」に改める。
二の表小泊区域の項を次のように改める。

小泊第一区域 小泊漁業協同組合の地区のうち、青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊、砂山、字浜野、字朝間、字山崎、字鮫貝、字稲荷、字大根、字主、字割長根、字築上、字沢、字折戸及び字裏内の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業により行う漁業であること
	2 総トン数十トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であること
	3 総トン数五トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であること
	4 総トン数五トン未満の漁船により行う漁業であること
	5 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまぐろはえなわ漁業であること
	6 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまぐろはえなわ漁業以外の漁業であること
	7 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業であること
	8 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業以外の漁業であること

二の表下前区域の項を次のように改める。

小泊第二区域 小泊漁業協同組合の地区のうち、青森県北津軽郡中泊町大字小泊字下前、字白倉、字梨子木平、字測岩、字中間、字漆流及び字尾崎道の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてめばる刺網漁業により行う漁業であること
	2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業により行う漁業であること
	3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業により行う漁業であること
	4 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまぐろはえなわ漁業であること
	5 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業以外の漁業であること

公 告

毒物劇物取扱者試験の施行

令和八年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

令和八年五月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

1 期日

令和八年九月四日（金）

2 場所

青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館アスパム

二 受験願書受付期間

令和八年七月十日（金）から同月十七日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）。受付時間は午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、同日までの消印のあるものは、有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康医療福祉部医療業務課業務指導グループ

四 その他

受験願書は、青森県電子申請・届出システムにより、申請者の情報を登録したうえで、青森県ホームページからダウンロードすること。

試験について不明な点は、青森県健康医療福祉部医療業務課業務指導グループ（電話〇一七―七三四―九二八九）に問い合わせること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年五月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース青柳店

青森市青柳二丁目九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	NTT・TCCリース株式会社 東京都港区港南一丁目二の七〇 代表取締役 成瀬明弘	変 更 後	NTT・TCCリース株式会社 東京都港区港南一丁目二の七〇 代表取締役 近藤禎一郎	変 更 年月日	令和 八・四・一
-------	------------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------	------------	-------------

三 届出年月日

令和八年五月十四日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和八年五月二十九日から同年九月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年九月二十九日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年五月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

南町複合商業施設

三沢市南町二丁目三一の三〇二〇 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	NTT・TCCリース株式会社 東京都港区港南一丁目二の七〇 代表取締役 成瀬明弘	変 更 後	NTT・TCCリース株式会社 東京都港区港南一丁目二の七〇 代表取締役 近藤禎一郎	変 更 年月日	令和 八・四・一
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 高橋淳	変更なし				

三 届出年月日

令和八年五月十四日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び三沢市役所

2 期間

令和八年五月二十九日から同年九月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
令和八年九月二十九日
- 2 提出先
青森県経済産業部地域企業支援課

- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年五月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
むつ柳町複合商業施設
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
むつ市柳町三丁目二四〇の一 外

変更前	変更後	変更年月日
NTT・TCリース株式会社 東京都港区港南一丁目二の七〇 代表取締役 成瀬明弘	NTT・TCリース株式会社 東京都港区港南一丁目二の七〇 代表取締役 近藤禎一郎	令和 八・四・一

株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変更なし	
株式会社タムラ むつ市小川町二丁目五の二六 代表取締役 田村博文	変更なし	

- 三 届出年月日
令和八年五月十四日

- 四 届出書の縦覧
1 場所
青森県経済産業部地域企業支援課及びむつ市役所

- 2 期間
令和八年五月二十九日から同年九月二十九日まで

- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

- 五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
令和八年九月二十九日
- 2 提出先
青森県経済産業部地域企業支援課

- 3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和八年五月二十九日認可したので、同条第七項の規定により「該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。」

令和八年五月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

○農用地利用集積等促進計画（貸借・一括方式）

貸借権の設定等を受ける者	住所又は所在地	市町村	大字	字	番地	
農事組合法人 左堰	青森市	青森市	左堰	大科	418番	ほか18筆
農事組合法人 羽白開発	青森市	青森市	羽白	富田	321番1	ほか6筆
永井 信昭	青森市	青森市	金浜	船岡	381番1	ほか2筆
永井 信昭	青森市	青森市	金浜	船岡	382番2	ほか1筆
石塚 博章	青森市	青森市	大谷	小谷	86番	
細川 健	青森市	青森市	浪岡大字 女鹿沢	西富田	168番	
林 久利	青森市	青森市	浪岡大字 女鹿沢	西富田	170番	
工藤 英順	青森市	青森市	浪岡大字 下十川	扇田	169番	
葛西 誠也	青森市	青森市	浪岡大字 女鹿沢	西富田	191番	ほか3筆

葛西 誠也	青森市	青森市	浪岡大字 女鹿沢	西富田	136番	
葛西 誠也	青森市	青森市	浪岡大字 女鹿沢	西富田	325番	ほか2筆
八木橋 祐也	弘前市	南津軽郡 大鰐町	長峰	砂沢平	60番	ほか1筆
三上 豊	南津軽郡 大鰐町	南津軽郡 大鰐町	居士	東田	102番1	ほか1筆
三上 豊	南津軽郡 大鰐町	南津軽郡 大鰐町	森山	古館	27番	ほか1筆
吹越 三男	上北郡 東北町	上北郡 七戸町		榎林小 川向	46番1	ほか4筆
中野 幸一	上北郡 七戸町	上北郡 七戸町		森ノ下	235番1	ほか1筆
中野 幸一	上北郡 七戸町	上北郡 七戸町		森ノ下	278番	ほか4筆
西野 勇一	上北郡 七戸町	上北郡 七戸町		橋ノ上	30番3	
竹内 勝憲	上北郡 七戸町	上北郡 七戸町		沼ノ沢	46番92	
竹内 勝憲	上北郡 七戸町	上北郡 七戸町		沼ノ沢	140番	ほか1筆
中村 博光	上北郡 七戸町	上北郡 七戸町		卒古沢 卒南平	220番1	
鳥谷部 徹	上北郡 七戸町	上北郡 七戸町		松ヶ沢	254番1	ほか2筆
鳥谷部 徹	上北郡 七戸町	上北郡 七戸町		松ヶ沢	256番7	ほか2筆
瀬川 左一	上北郡 七戸町	上北郡 七戸町		鶴見平	157番	ほか4筆
瀬川 左一	上北郡 七戸町	上北郡 七戸町		八幡下	16番1	ほか2筆

瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	倉岡	188番	ほか3筆
有限会社瀬川農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上志多	100番3	ほか2筆
有限会社瀬川農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上志多	51番3	
株式会社こさか農産	上北郡七戸町	上北郡七戸町	鉢森平	636番	ほか2筆
株式会社鳥谷部ラースゼンタ一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	野崎	39番1	ほか2筆
株式会社鳥谷部ラースゼンタ一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	中岫村ノ上	8番12	ほか1筆
有限会社みらい天間林	上北郡七戸町	上北郡七戸町	後平	49番	ほか9筆
有限会社みらい天間林	上北郡七戸町	上北郡七戸町	後平	13番1	ほか1筆
有限会社みらい天間林	上北郡七戸町	上北郡七戸町	後平	79番2	
有限会社みらい天間林	上北郡七戸町	上北郡七戸町	猪ノ鼻	763番	
有限会社みらい天間林	上北郡七戸町	上北郡七戸町	疍崎	68番1	ほか7筆
有限会社みらい天間林	上北郡七戸町	上北郡七戸町	猪ノ鼻	260番1のうち	
株式会社カカ農産	上北郡七戸町	上北郡七戸町	白	1番2	ほか8筆
松下 信行	上北郡七戸町	上北郡七戸町	猪ノ鼻	71番2	ほか1筆
松下 信行	上北郡七戸町	上北郡七戸町	寺沢前	73番19	ほか1筆
中村 博光	上北郡七戸町	上北郡七戸町	大渡	325番	ほか2筆

西野 勇一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	橋ノ上	7番	ほか14筆
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	鍛冶林	19番21	ほか2筆
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	作田	94番1	ほか5筆
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	銀南木	64番	ほか2筆
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	向平	45番15	
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上ノ山	51番1	ほか2筆
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	後川原	73番5のうち	ほか2筆
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	桜田	98番1	ほか1筆
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	清水頭	25番	ほか5筆
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	向平	62番1	
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	放森	21番14	
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	海内	84番3のうち	ほか2筆
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	倉岡	35番1	ほか8筆
株式会社鳥谷部ラースゼンタ一	上北郡七戸町	上北郡七戸町	中岫長沢下	42番12	ほか3筆
有限会社みらい天間林	上北郡七戸町	上北郡七戸町	菩提木	112番3	ほか1筆
有限会社瀬川農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町	坪川原	6番2	ほか1筆
有限会社瀬川農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町	李川原	7番	ほか1筆

有限会社瀬川 農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		上志多	2番4	ほか2筆
有限会社瀬川 農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		上志多	13番	ほか3筆
有限会社瀬川 農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		底田	10番1	ほか1筆
有限会社瀬川 農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		後平	56番2	ほか2筆
有限会社瀬川 農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		後平	126番1 38のうち	ほか5筆
有限会社瀬川 農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		後平	1296番	ほか4筆
有限会社瀬川 農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		蛇喰	9番	ほか2筆
有限会社瀬川 農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		天間館 大沢	94番2	ほか7筆
有限会社瀬川 農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		白石	75番1	ほか5筆
有限会社瀬川 農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		上志多	51番1	ほか7筆
有限会社瀬川 農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		下志多	79番	ほか4筆
有限会社瀬川 農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		上志多	82番1 のうち	ほか4筆
有限会社瀬川 農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町		上志多	87番1	ほか5筆
合同会社和風	上北郡六戸町	上北郡六戸町	犬落瀬	森田	11番2	ほか4筆
合同会社和風	上北郡六戸町	上北郡六戸町	犬落瀬	森田	11番3	

○農用地利用集積等促進計画（貸借・再配分）

賃借権の設定等を受ける者

賃借権の設定等を受ける土地

氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字	字	番地	
吉田 覚	青森市	青森市	上野	有原	162番	
木村 誠一	青森市	青森市	細越	堅盤	340番	ほか1筆
吉田 覚	青森市	青森市	上野	有原	161番1	
築館 剛	南津軽郡大鰐町	南津軽郡大鰐町	唐牛	富岡	19番	
吉川 隆	西津軽郡鰹ヶ沢町	西津軽郡鰹ヶ沢町	一ツ森町	葛ヶ沢	18番1	ほか3筆
工藤 新一	西津軽郡鰹ヶ沢町	西津軽郡鰹ヶ沢町	姥袋町	鏡石川 原地	133番	ほか20筆

農地干預改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、アグリタプコピア地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農道整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和八年五月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年五月三十日から同年六月十八日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、アグリタプコピア地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内を知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和八年五月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年五月三十日から同年六月十八日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

出先機関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年五月二十九日

青森県西北農林水産事務所長 館 山 元 春

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理事	工藤 広貴	つがる市下牛潟町鶴舞岬二二三の四	令和八・四・二

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、小田川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年五月二十九日

青森県西北農林水産事務所長 館 山 元 春

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理事	原田 優子	五所川原市金木町中柏木鎧石二二二の一	令和八・四・一

教 育 委 員 会

青森県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第八号

青森県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会会議規則（昭和四十年九月青森県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（オンライン会議の方法による会議への出席）

第二条の二 教育長及び委員は、前条の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由により指定の場所に参集することが困難である場合は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議の方法」という。）により会議に出席することができる。

2 前項の規定による出席者の発言は、第十五条第一項に規定する自席における発言とみなす。

3 前二項に定めるもののほか、オンライン会議の方法による会議への出席に關し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭